

(仮称)彦根総合運動公園第1種陸上競技場建築検討懇話会設置要綱

(設置)

第1条 第79回国民体育大会および第24回全国障害者スポーツ大会の開・閉会式場および陸上競技会場となる第1種陸上競技場を(仮称)彦根総合運動公園に整備するにあたり、学識経験者等から意見を求めるため、(仮称)彦根総合運動公園第1種陸上競技場建築検討懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の事項について意見交換し、検討する。

- (1) 景観および眺望に配慮した施設整備のあり方
- (2) 施設の高さ、形状、デザインおよび色彩等のあり方
- (3) その他必要と認める事項

(組織構成)

第3条 懇話会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 座長
 - (2) 副座長
 - (3) 委員
- 2 座長は、委員の互選により決定する。
- 3 副座長は、委員のうちから座長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員は、建築・景観等各分野の専門的知見を有する者から選任する。
- 5 滋賀県県民生活部長(以下「部長」という。)が必要と認めるときは、委員の中に特別委員を置くことができる。

(構成員の職務)

第4条 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、それぞれの専門的知見に基づき意見を述べる。

(会議)

第5条 会議は、部長が招集し、座長が会議の議事を整理する。

- 2 部長が必要と認めるときは、会議の議事に関係のある者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 懇話会の事務を処理するため、滋賀県県民生活部スポーツ課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成27年12月9日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。